

# 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5K6Z13B04170		5L9R1AD0025.0001					
品名 または 件名							
地对艦誘導弾射撃訓練に係る光学計測器材運用支援役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
現地							
搬入場所				納期または工期			
				令和7年6月9日(月)～令和7年7月11日(金)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
 入札日時場所：令和7年5月15日(木)10時20分 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 入札に関する条件

仕様書2.3で示す仕様書a)～c)を証明する資料について、令和7年5月12日(月)12時00分までに下記へ提出するものとする。  
 提出先：陸上幕僚監部運用支援・訓練部 訓練課 石川 (TEL:03-3268-3111 内線41388)

### (2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

#### イ 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書  
 「役務請負契約条項」  
 「談合等の不正行為に関する特約条項」  
 「暴力団排除に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。

(FAX可)

カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所

別途執行日時を示し、後日執行する。

キ その他の項目については別紙による。

ク 契約手続の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班

岡村

(TEL:03-3268-3111 内線47557)

(FAX:03-5269-5135 (直通))

メール rikuzi-cfin@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部運用支援・訓練部

訓練課

石川

(TEL:03-3268-3111 内線41388)

## 1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

## 2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

## 3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
地対艦誘導弾射撃訓練に係る  光学計測器材運用支援役務	運訓訓練課第5号	
	作成	令和7年3月24日
	変更	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する地対艦誘導弾射撃訓練に係る光学計測器材運用支援役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1

光学計測器材

表3に示す高速度メモリカム、飛しょう状況計測装置などをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

CP-Y-0025 88式地対艦誘導弾(B)  
 HGM-Y760006 地対艦誘導弾実射訓練器材の設計  
 GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書  
 GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

電波法(昭和25年法律第131号)

2 役務に関する要求

2.1 一般的事項

この役務は、陸上自衛隊が国内で実施する演習弾の射撃訓練(以下、“実射訓練”という。)において、実射訓練を円滑に実施するため、光学計測器材の運用支援を行う。

2.2 役務内容

役務の内容は、次による。

a) 役務実施体制等の作成

契約の相手方は、契約後、1か月以内に役務実施体制等を作成し、陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課訓練・演習班の確認を受けた後、契約担当官等に提出する。

なお、役務実施体制等は、次に示す事項を基準とし、様式は任意とする。

1) 役務実施体制

2) その他必要な事項

b) 光学計測器材の運用支援 光学計測器材の運用支援は、次による。  
実射訓練に係る光学計測器材の設置及び撮影に関する支援を行う。

1) 役務作業の対象器材

光学計測器材

2) 役務の区分等（基準）は、表1とする。

表1-役務の区分等（基準）

役務の区分	実施場所	人員	期間
事前点検・調整作業	航空装備研究所	4名	契担当等が示す者が指示した日の2日間
器材の点検・準備作業	国内対空射撃場等（別示）		令和7年6月20日（金）以降の契担当等が示す者が指示した日の2日間
映像データの取得及び日々点検作業及び解析作業			事前点検・調整作業の完了の翌日から、撤収作業の開始までの休務日を除く役務期間実施中
撤収作業			令和7年6月27日（日）以降の契担当等が示す者が指示した日の2日
整備作業	航空装備研究所		契担当等が示す者が指示した日の2日間

※ 監督官が認めた場合は、役務作業を営業所等で実施することができる。

※ 役務取得の期間は気象条件、器材状況等により変更する場合がある。

また、契担当等が示す者が別途指示した場合はそれに従う（休務日を含む。）ものとする。

3) 光学計測器材の運用支援に係る役務実施日及び項目（基準）は、表2とする。

表2-役務実施日及び項目（基準）

役務実施日	区分	項目	備考
契担当等が示す者が指示した日の2日間	事前点検・調整作業	光学計測器材を開こんし、員数点検及び清掃を実施する。	航空装備研究所
		作動点検を実施し、必要に応じて調整などを実施する。	
		光学計測器材をこん包し、外観にこん包した内容物が判別できるように明示する。	
令和7年6月20日（金）以降の契担当等が示す者が指示した日の2日間	器材の点検・準備作業	光学計測器材を搬出し、光学計測器材を開こんする。	国内対空射撃場等（別示）
		員数点検及び外観点検を実施する。	
		監督官と調整の上、光学計測器材を設置する。	
		設置後の画角など調整を実施する。	
		光学計測器材の防水、防じん及び塩害対策を行う。	
		作動確認を実施する。	
作動確認後、日々設置／撤収器材を撤収し、監督官の示す屋内に保管する。			
事前点検・調整作業の完了の翌日	映像データの取得及び日々点検作業	事前点検・調整作業の完了の翌日から、撤収作業の開始までの休務日を除く役務期間実施中、日々実施する作業は、次による。	

から、撤収作業の開始までの休務日を除く役務期間実施中	業	日々設置／撤収器材の設置及び撤収	
		設置後の作動確認	
		設置後及び撤収前の外観点検	
		誘導弾の飛しょう状況を光学計測器材で撮影する。	
	リハーサル	官側の計画する総合予行への参加	
解析作業	取得した映像データにインデックスなどを付与し、データ内容の判別が容易になるように、日付、撮影場所及びデータ内容等を記載したデータ管理一覧表を作成し、映像データを整理する。		
	ブースター落下位置の解析を行い、解析資料を作成する。		
	作成したデータ管理一覧表、映像データ及び解析資料を、監督官と調整の上提出する。		
令和7年6月27日（日）以降の契担当等が示す者が指示した日の2日	撤収作業	光学計測器材の撤収	
		光学計測器材のこん包及び集積	
契担当等が示す者が指示した日の2日間	整備作業	光学計測器材について開こんし、作動点検及び清掃を行い、必要に応じて防せい処置を行った後、再こん包を行い、棚へ収納する。	航空装備研究所

#### 4) 役務期間

契約後から令和7年7月5日のうち、官側が示す期間内（航空装備研究所の事前点検・整備作業等で4日間、国内対空射撃場等（別示）の役務は10日間を基準）に作業を完了するものとする。

#### 2.3 実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たり、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) この役務が実施可能な体制の確保
- b) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）の確保
- c) 業務従事者は、この役務を履行可能な経験、実績などをもち、必要な又は有用な若しくは背景となる経歴、知見、資格、語学（母国及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績などをもつ

#### 2.5 副資材など

技術援助に必要な副資材などについては、契約の相手方が準備するものとし、検査官等の確認を受ける。

なお、細部は、官側との調整による。

### 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

### 4 その他の指示

#### 4.1 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

##### a) 時期

役務作業を実施する日から、役務作業を終了する日までの間

##### b) 引渡場所

国内対空射撃場（別示）

##### c) 無償貸付品は、表3とする。

表3—無償貸付品

番号	品名	数量	摘要
1	高速度メモリカム	1	ナックイメージテクノロジー製 CT-29S-2 <sup>a)</sup> S0-876 VP-151-RX VP-151-RX 2 DP-1001-RX DP-1001-RX2 DB-1100
2	飛しょう状況計測装置	1	ナックイメージテクノロジー製 飛しょう経路計測センサ部 <sup>a)</sup> 発射状況計測装置 <sup>a)</sup>
3	赤外面像取得装置	3	FLIR 製 HRC-S <sup>a)</sup> HRC-40×490 <sup>a)</sup>

注<sup>a)</sup> 日々設置／撤収器材（ケーブル類、付属品は除く。）

#### 4.2.1 実施計画書

契約の相手方は、契約後、1か月以内に実施計画書を作成し、陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課訓練・演習班の確認を受けた後、契約担当官等に提出する。

#### 4.2.2 技術者名簿

契約の相手方は、契約後、速やかに技術者名簿を作成し、契約担当官等に提出する。

なお、技術者名簿に記載している技術者を変更する場合は、速やかに契約担当官等に提出する。

#### 4.2.3 作業記録など

契約の相手方は、日々の役務実施事項について、作業記録（役務完了調書）、役務完了届及び労務関係証拠資料を作成し、監督官の確認を受けた後、検査官を経由し、契約担当官等に提出する。

#### 4.3 官側の支援

契約の相手方は、契約担当官等と調整して可能な範囲で、次の支援を受けてもよい。

なお、支援の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行うものとし、官側設備などを使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を受けて使用するものとする。

- a) 現地部隊における搬入器材の保管
- b) 官側の施設の事務室の利用
- c) 電力及び水の供給
- d) 官側の保有する施設、器材、工具などの使用
- e) その他、契約担当官等が必要と認めた事項

#### 4.4 技術員の勤務時間

技術員の勤務時間は、派遣先の日課時限に合わせるものとし、1日7時間45分を基準とする。

なお、作業上必要な場合は、検査官等の承認を受けて変更してもよい。

#### 4.5 不具合などの処理

契約の相手方は、役務の実施に影響を与える重大な不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受ける。

#### 4.6 その他

その他必要な事項は、GLT-CG-Z000001の箇条8による。

# 入札書

件名：地対艦誘導弾射撃訓練に係る光学計測器材運用支援役務

金額：¥ (税抜)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
地対艦誘導弾射撃訓練に係る光学計測器材運用支援役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	現地		納期		R7.6.9~R7.7.11
入札(契約)保証金	免除		入札(見積)書有効期間		

上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札します。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7年 5月 15日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 清田 哲也 殿

住所:

会社名:

代表者名:

担当者:

(TEL )

# 委任状

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 清田 哲也 殿

住 所：  
会 社 名：  
代表者名：  
担当者名：  
連 絡 先：

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、  
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間  
を代理人と定め下記の権限を委任します。

## 記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者